



令和4年度 第1回石川県地域医療対策協議会

令和4年11月30日
石川県健康福祉部



石川県観光PRマスコットキャラクター
「ひやくまんさん」 0

協議事項（１）

石川県地域医療対策協議会運営要綱の改正

(協議資料 1) 石川県地域医療対策協議会運営要綱の改正

石川県地域医療対策協議会運営要綱の改正

(改正の理由)

○平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」において、**医療計画の作成に当たり、特に留意する事項として、「医療法第30条の23第1項の規定に基づき、地域医療対策協議会の活用等により医療従事者の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるための協議を行い、そこで定めた施策を医療計画に記載するとともに、公表し実施していくことが必要であること。」**とあることから、本協議会において、医師以外の医療従事者の確保について、協議できる体制とするため、本要綱を改正する。

(改正の内容)

- 上記医政局長通知に基づき、医師以外の医療従事者(歯科医師、薬剤師、看護職員等)の確保について、協議事項に追加する。
- 各医療従事者の確保について、必要に応じて、専門的な検討を行うため、部会を設けることを可能とする。

(参考)医療計画作成指針・抜粋

(別紙)

医療計画作成指針

5 医療従事者の確保

医療従事者の確保に関する事項については、医療連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になること及び都道府県が中心となって医師を地域の医療機関へ派遣する仕組みの再構築が求められていることを踏まえ、法第30条の23第1項の規定に基づく医療従事者の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるための協議会(以下「地域医療対策協議会」という。)を開催し、当該協議会において決定した具体的な施策を記載する。

【地域医療対策協議会の取組】

- ① 地域医療対策協議会の議論の経過等
- ② 地域医療対策協議会の定めた施策

(1)医師の確保について

(中略)

(2)医師以外の医療従事者の確保について

地域医療支援センター事業等が対象とする医療従事者以外の、例えば以下の職種についても、必要に応じて、その資質向上に関する事項を含め、医療従事者の確保の現状及び目標について、可能な限り具体的に記載する。

【医療従事者の現状及び目標】

- ① 歯科医師
- ② 薬剤師
- ③ 看護職員(保健師・助産師・看護師(特定行為研修を修了した看護師を含む。))・准看護師)
- ④ その他の保健医療従事者
診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士等

⑤ 介護サービス従事者

(以下略)

石川県地域医療対策協議会運営要綱の改正（新旧対照表）

医師に加え、医師以外の医療従事者の確保を図るために必要な事項について、協議を行うため、厚生労働省医政局通知に基づき、石川県地域医療対策協議会運営要綱を改正する。

（現行）

石川県地域医療対策協議会運営要綱

（目的）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定により医師の確保を図るために必要な事項について協議を行う石川県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

（構成員）

第2条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

（協議事項）

第3条 協議会においては、医師の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が調った事項を公表するものとする。

- 一 キャリア形成プログラムに関する事項
- 二 医師派遣の方針に関する事項
- 三 キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- 四 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- 五 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- 六 その他医師の確保を図るために必要な事項

（改正案）

石川県地域医療対策協議会運営要綱

（目的）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23及び平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」の別紙「医療計画策作成指針」第3「5 医療従事者の確保」に基づき、医療従事者の確保を図るために必要な事項について協議を行う石川県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

（構成員）

第2条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

（協議事項）

第3条 協議会においては、医療従事者の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が調った事項を公表するものとする。

- 一 医師の確保に関する事項
 - イ キャリア形成プログラムに関する事項
 - ロ 医師派遣の方針に関する事項
 - ハ キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
 - ニ 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
 - ホ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
 - ヘ その他医師の確保を図るために必要な事項
- 二 医師以外の医療従事者（歯科医師、薬剤師、看護職員等）の確保に関する事項

石川県地域医療対策協議会運営要綱の改正(新旧対照表)

医師に加え、医師以外の医療従事者の確保を図るために必要な事項について、協議を行うため、厚生労働省医政局通知に基づき、石川県地域医療対策協議会運営要綱を改正する。

(現 行)

(会議)

第4条 協議会の会議は、石川県健康福祉部長が招集する。

2 協議会に議長を置き、構成員のうちから互選により選出する。なお、議長は石川県職員以外の者とする。

(事務局)

第5条 協議会の庶務を処理するため、石川県健康福祉部地域医療推進室に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。
- 2 石川県地域医療支援協議会設置要綱は、廃止する。

(改正案)

(会議)

第4条 協議会の会議は、石川県健康福祉部長が招集する。

2 協議会に議長を置き、構成員のうちから互選により選出する。なお、議長は石川県職員以外の者とする。

(部会)

第5条 第3条に掲げる事項に関し、専門的な検討を行うため、必要に応じて、協議会に、次に掲げる職の確保に関する部会を置くことができる。

- 一 医師
- 二 歯科医師
- 三 薬剤師
- 四 看護職員
- 五 その他の医療従事者

2 前項に掲げる部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を処理するため、石川県健康福祉部地域医療推進室に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。
- 2 石川県地域医療支援協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

石川県地域医療対策協議会運営要綱の改正（新旧対照表）

医師に加え、医師以外の医療従事者の確保を図るために必要な事項について、協議を行うため、厚生労働省医政局通知に基づき、石川県地域医療対策協議会運営要綱を改正する。

（現 行）

（別表）石川県地域医療対策協議会構成員

金沢大学理事(附属病院担当)
金沢大学附属病院長
金沢医科大学病院長
石川県立中央病院長
能登北部地域医療協議会幹事
公立能登総合病院事業管理者
石川県病院協会会長
石川県医師会長
金沢大学医学系長・医学類長
社会医療法人財団董仙会理事長
国立病院機構金沢医療センター院長
地域医療機能推進機構金沢病院院長
石川県市長会会長
石川県町長会会長
石川県婦人団体協議会会長
石川県医療審議会会長
石川県健康福祉部長

（改正案）

（別表）石川県地域医療対策協議会構成員

金沢大学理事(附属病院担当)
金沢大学附属病院長
金沢医科大学病院長
石川県立中央病院長
能登北部地域医療協議会幹事
公立能登総合病院事業管理者
石川県病院協会会長
石川県医師会長
金沢大学医学系長・医学類長
社会医療法人財団董仙会理事長
国立病院機構金沢医療センター院長
地域医療機能推進機構金沢病院院長
石川県歯科医師会長
石川県薬剤師会長
石川県看護協会会長
石川県市長会会長
石川県町長会会長
石川県婦人団体協議会会長
石川県医療審議会会長
石川県健康福祉部長

協議事項（２）

医療従事者の確保

(協議資料 2 - 1) 医師の確保

県内における医師確保の状況(地域偏在・診療科偏在)

- 本県の人口10万人対医師数は、全国平均を上回っているが、石川中央医療圏以外は、全国平均を下回っている。
- 診療科別の医師数は、平成16年と令和2年を比較すると、脳神経外科が大幅減、産婦人科が横ばいとなっている。
- 能登北部の常勤医師数は、平成30年をピークに減少しているが、金沢大学医学類特別枠医師数は増加している。

二次医療圏別医師数(R2)

医療圏等	医師数	人口10万人 対医師数	全国を100 とした場合の 比較
南加賀	432	192.8	74.3
石川中央	2,695	369.5	142.5
能登中部	255	216.1	83.3
能登北部	104	170.2	65.6
石川県	3,486	307.7	118.6
[参考]全国	327,210	259.4	100.0

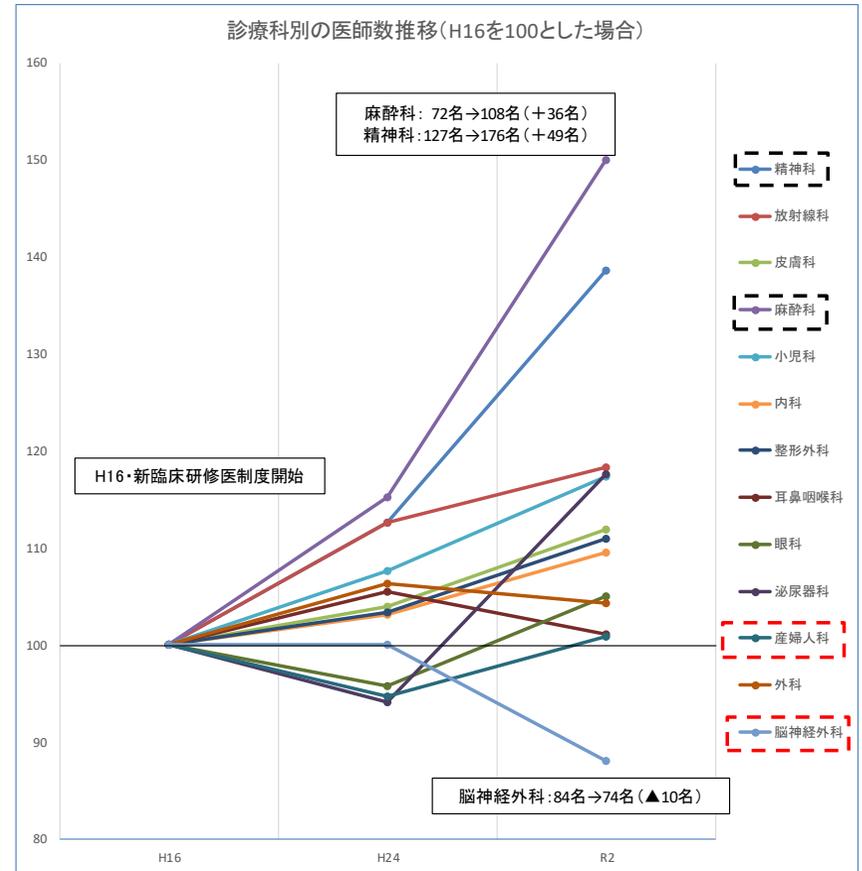
(出典) 県人口: 石川県統計(R2.10.1現在) 全国人口: 総務省統計(R2.10.1現在)
医師数: 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

能登北部4公立病院の医師数

	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
常勤医師数【人】	63	51	51	58	60	61	59	64	64	62	58	56	56
うち金沢大学特別枠卒医師【人】 ※義務年限中の医師								4	7	9	8	10	12

(出典) 石川県健康福祉部地域医療推進室調べ

H22～ 金沢大学・金沢医科大学に寄附講座設置
H29～ 金沢大学特別枠卒医師の勤務開始



(出典) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(調査基準日は隔年12.31)

(注) 医師数が50名以上の13診療科を集計

県内における医師確保の状況(県内定着)

- ① 県内高校から大学医学部への進学者数は、近年減少傾向にあったが、令和4年は、前年比+23人と大幅増となった。
- ② 県内研修医数は、平成22年以降、100人前後で推移していたが、新型コロナの影響等により、令和3～4年は県内臨床研修医数は80人を下回る状況となっている。
- ③ 県内専攻医数は、平成24年以降、概ね100～130人で推移している。専攻分野に関しては、旧専攻医制度の平均採用数と比較すると、ほとんどの分野で増加・維持となっているが、小児科の採用が大きく減少している。
- ④ 同一年次のコホートを、入学から卒後研修までを経時的にみると、臨床研修医採用数は、県内高校からの大学医学部進学者数を上回っており、さらに、専攻医採用数は、臨床研修医採用数を上回る状況となっている。

①本県出身の医学生数の確保(6年間)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県内高校から大学医学部への進学者数	48	88	89	87	80	84	77	77	69	83	73	77	72	60	83
うち、県内大学の医学部	24	49	56	50	47	49	54	45	43	52	45	48	41	32	41
うち、県外大学の医学部	24	39	33	37	33	35	23	32	26	31	28	29	31	28	42

(出典)石川県健康福祉部地域医療推進室調べ

・H23県内高校生の
大学医学部への進学者数 87人
・H29(6年後)の県内臨床研修医
採用数は90人(+3人)

H21・H22に医学部定員増
(金沢大学)H20:100名
→H21:110名
→H22:117名
(金沢医科大学)H20:100名
→H21:110名
→R2:107名
→R3:108名
→R4:111名

②研修医の確保(2年間)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県内病院に採用された研修医数	97	66	53	75	84	73	97	94	113	92	93	103	96	90	107	96	106	77	78

(出典)石川県健康福祉部地域医療推進室調べ

◎臨床研修医の約8割は、
引き続き、県内で専門研修を実施

【流出】～20人程度
【流入】～40人程度
県外

・R1(2年後)の県内専攻医
採用数は122人(+32人)

H22からR2まで、100人前後で推移
R3・R4は80人を下回る

③専攻医の確保(3年間程度)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県内病院に採用された専攻医数	65	94	82	92	104	78	115	110	127	97	103	109	110	122	113	118	131

(出典)石川県健康福祉部地域医療推進室調べ

H24以降、100～130人程度で推移

県内病院に採用された診療科別の専攻医数

	内科	外科	整形外科	小児科	産婦人科	麻酔科	救命救急科	精神神経科	脳神経外科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	眼科	放射線科	皮膚科	形成外科	病理診断科	臨床検査科	リハビリ科	総合診療科	計
R4	45	11	11	4	6	7	4	10	3	5	3	7	5	7	1	0	0	1	1	131
R3	33	16	12	6	2	10	0	9	2	6	6	6	2	3	3	1	0	1	0	118
(旧制度)H27～29平均	36	12	8	10	2	4	1	3	2	3	4	4	7	6	2	1	0	0	-	105

(出典)石川県健康福祉部地域医療推進室調べ、厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」
日本専門医機構「専攻医採用・登録者数」

医師確保に係る県の取組

○取組方針

本県は、金沢大学と金沢医科大学の2つの大学で医師が養成され、比較的医療に恵まれた県であるが、能登北部をはじめとして地域偏在や診療科偏在が生じていることから、医師不足地域における医師の確保を図る。

○県の取組

- ・「医学部進学セミナー」の開催(対象:県内高校生)
(実績) H31:60人、R2:110人、R3:動画配信にて実施、R4:60人(8/11・感染拡大期)
- ・自治医科大学卒業医師の能登北部等のへき地診療への従事(卒業生累計:94人)
- ・金沢大学医学類特別枠医師の能登北部公立病院等での診療従事(R4.4現在49人)
⇒ キャリアコーディネーターの配置(定期的な進路相談、地域医療実習の実施等)
- ・臨床研修医・専攻医の確保
 - ・石川県臨床研修病院合同説明会の開催(臨床研修医の確保)
(実績) R2:100人、R3:100人
 - ・臨床研修合同オリエンテーションの開催(専攻医の確保)
(実績) R2:中止、R3:99人(オンライン)、R4:84人(オンライン)
 - ・民間WEBサイトを活用した情報発信、他病院での研修機会の創出
- ・地域医療人材バンクへの登録(斡旋実績・11件)
- ・女性医師の就業継続支援(女性医師支援センター相談窓口設置・支援セミナー開催等)

産科医確保に係る県の取組

○取組方針

本県における産科医数は、県全体では全国平均を上回るものの、石川中央医療圏に多く集まっており、地域偏在がみられることから、産科医確保に向けた取組を推進する。

○県の取組

- ・産科医の魅力を伝える「産婦人科セミナー」の開催(対象:医学生、臨床研修医)
(実績) H30:12人、H31:10人、R2~R3:コロナのため中止
- ・産科等を志す医学生に対する修学資金の貸与(対象:大学5・6年生、大学院生)
(産科実績) 貸与実績:5人、勤務実績1人(貸与と勤務の差:返還・待機)
- ・地域病院の医師支援(産科等で「サポートチーム」を編成⇒宿日直代替要員派遣支援等)
(派遣実績:R3産婦人科)
松任中央病院、能美市立病院、小松市民病院、金沢市民病院、公立羽咋病院、市立輪島病院、金沢医療センター
- ・産科医の分娩手当や研修医手当を支給する医療機関への助成
(実績) 分娩手当を支給する21医療機関に助成

「赤ちゃん協議会」について（R4.11.24 第2回赤ちゃん協議会資料・抜粋）

石川県の分娩施設・分娩数・産科医数（全体の概況）

- 年間約7,800件の分娩が、37施設（15病院、17診療所、5助産所）で行われている
- 分娩の場所は、約1/3が病院、約2/3が診療所である（助産所は少数）
- 常勤医として働く産婦人科医は105人であり、うち82人（病院59人、診療所23人）が分娩を取扱う

	分娩施設(数)	分娩数	産婦人科医師(常勤)	
				うち、分娩を取扱う 医師(常勤)
病院	15	2,616 (33.5%)	64	59
診療所	17	5,163 (66.1%)	41	23
助産所	5	35 (0.4%)		
合計	37	7,814	105	82

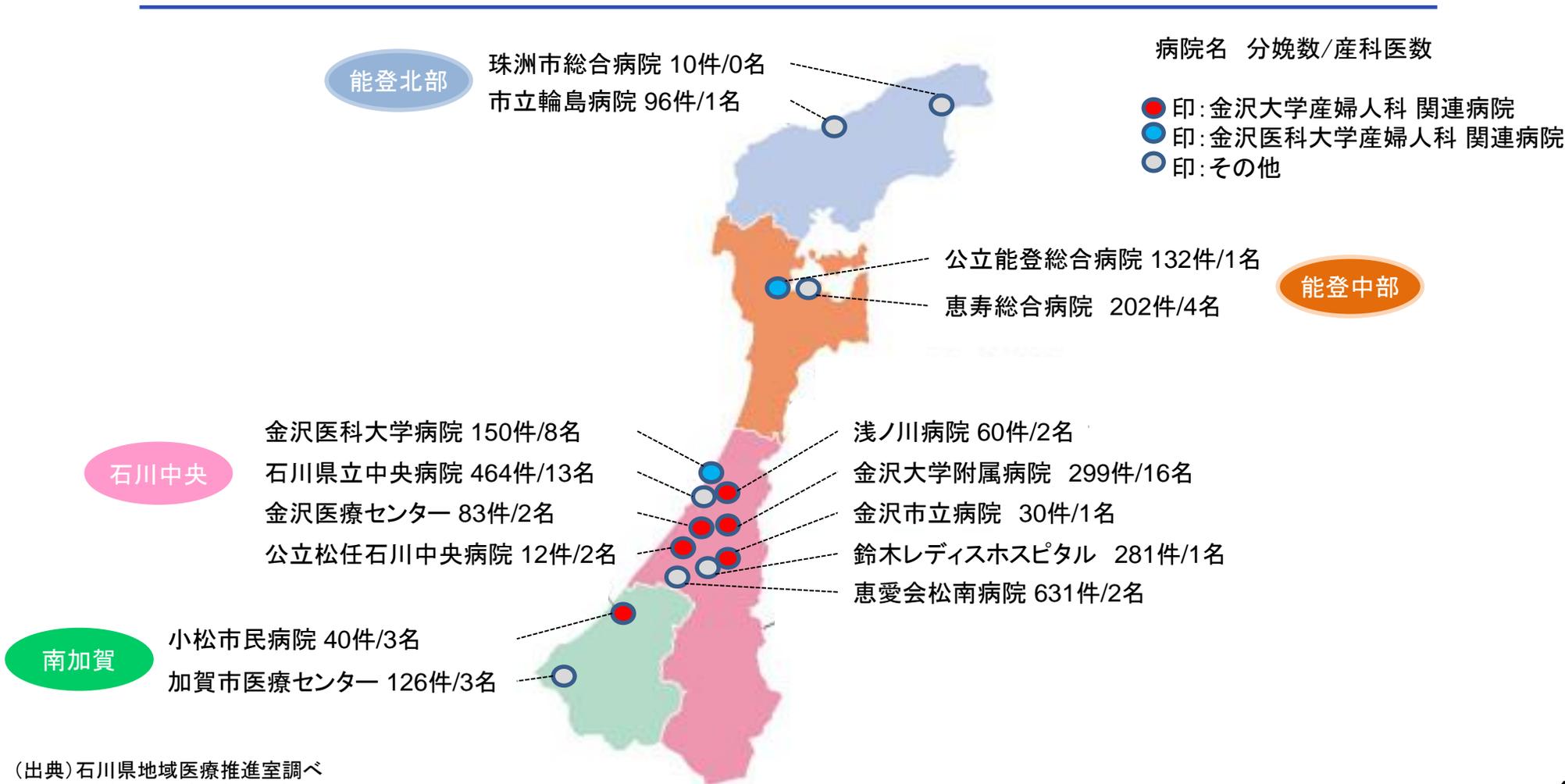
(出典)石川県地域医療推進室調べ

(分娩施設数・分娩数: R3年度、産科医数: R4.4.1現在)

県内の分娩施設(病院)及び分娩数・産科医数

- 各病院の分娩件数や医師数にばらつきがある(分娩件数や医師が少ない病院もある)
- 地理的には、石川中央医療圏に多くの分娩施設(病院)が集まっている

各病院の分娩数・分娩を取扱う医師数



(出典) 石川県地域医療推進室調べ
(分娩数: R3年度、産科医数: R4.4.1現在)

1 産婦人科医師の配置状況と勤務環境

- 全国的には、分娩取扱病院数は減少・集約化され、その結果、各施設の産婦人科医師数は増加している。 ※1
- 本県は常勤医師2名以下の病院が多いなど、全国と比較して集約が進んでいないことから、病院あたりの分娩数・医師数や、医師1名あたり分娩数が比較的少ないにも関わらず、勤務環境は全国平均を若干上回る勤務時間や当直時間となっている。

	全国		石川県
	H19	R3	R4
分娩数	354,370件	339,545件	2,616件
分娩取扱病院数	1,281病院 (回答794病院)	985病院 (回答715病院)	15病院
うち常勤医師2名以下の病院	278病院・32.6% (H20)	96病院・13.4%	9病院・60%
1病院あたり分娩数	446件	475件	174件
産婦人科常勤医師数	3,601人	5,308人	61人(うち分娩取扱59人)
1病院あたり常勤医師数	4.5人	7.4人	4.1人(3.9人)
常勤医師1人あたり分娩数	98件	64件	43件(44.3件)
勤務環境	勤務時間	52.1h/週(H20)	46.9h/週(R3)
	当直回数	6.3回/月	6.4回/月(R3)

・9病院において、常勤の分娩取扱医師数2人以下

・当直回数10回/月や毎日オンコール体制の病院がある

※1 全国の分娩取扱病院を対象に実施された『産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート』(公益社団法人 日本産婦人科医会)より

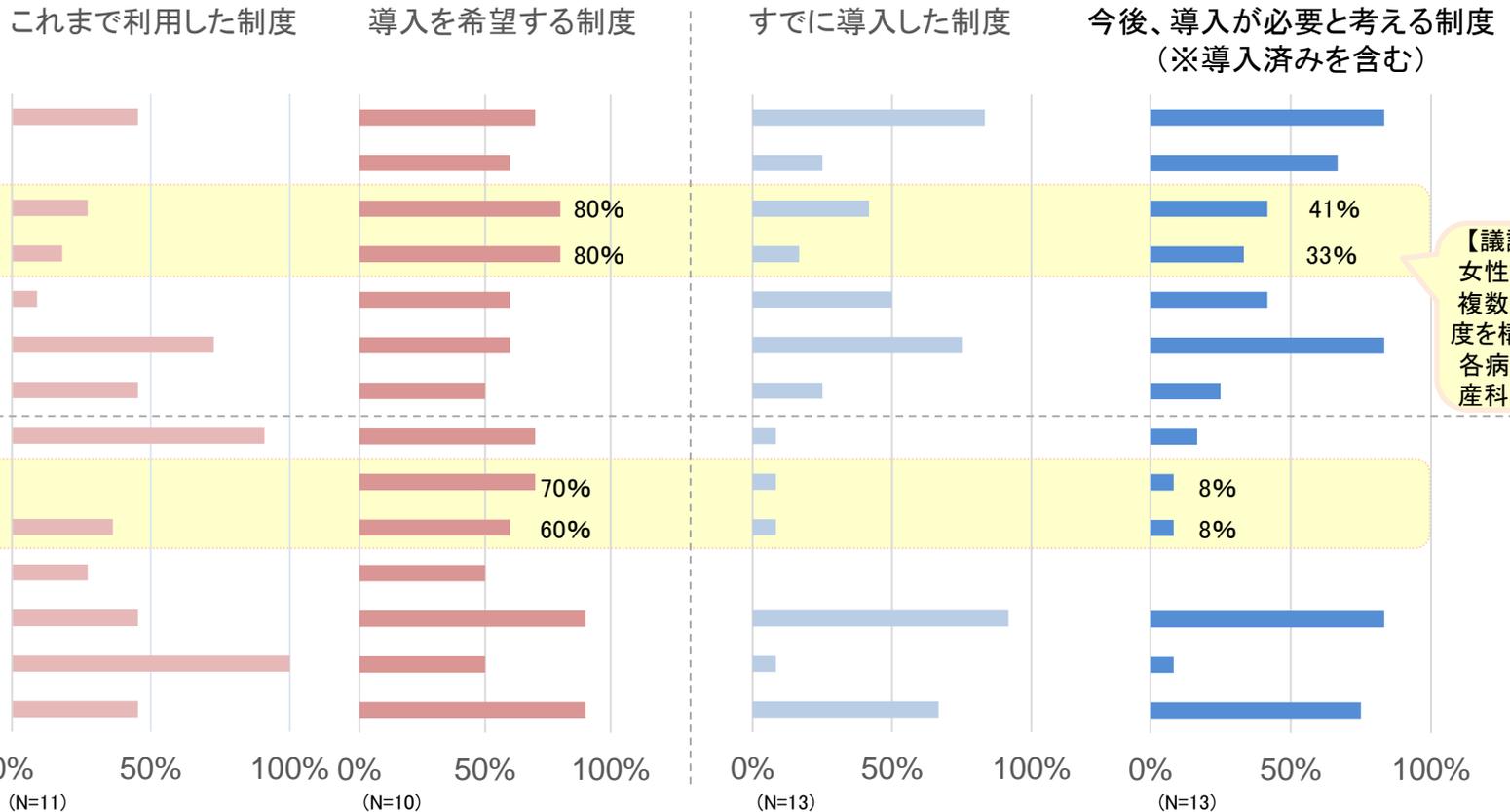
※2 表の全国の数値は、回答のあった施設(H19:794施設、R3:715施設)分のみ集計したものの(分娩取扱病院数を除く)

医療機関における女性医師支援の現状

- 女性医師(※)とWG参加病院に対して、現状の女性医師支援策と望まれる支援策について、アンケート調査を実施した。
※県が女性医師就業継続支援事業において委嘱している女性医師支援コーディネーター及び女性医師メンター
- 勤務体制に関して、女性医師が必要が高いと考える、「複数主治医制度」、「代替医師配置」について、導入の必要性を認識している病院は5割以下であった。
- 保育体制に関して、女性医師が必要が高いと考える、「シッター費用補助」「シッター斡旋」について、導入の必要性を認識している病院は1割未満にとどまっている。

＜女性医師からの回答＞

＜病院からの回答＞



【議論ポイント】
女性医師の望む複数人主治医制度を構築するには各病院に何人の産科医が必要か

産科医師を養成・派遣する「循環型サイクル」

- 石川県には、金沢大学・金沢医科大学の2つの大学(医育機関)がある
- 石川県立中央病院は、総合周産期母子医療センターであり、症例数も多く、産科医が研鑽をかさねることができる
- 能登・加賀をはじめとして県全域で働く事ができる、産婦人科医を養成する「循環型サイクル」を構築する必要がある



【まとめ】周産期医療にかかわるステークホルダー

- 妊産婦を支えるためには、産婦人科医だけでなく、小児科医、助産師、医療機関、大学(医局)、自治体など、さまざまなステークホルダーが力をあわせることが必要です



妊産婦・住民

医療と母子保健との連携

病院の役割に応じた医療の提供

医療機関

- ・A病院 産科部長 病院長
- ・B病院 産科部長 病院長
- ・・・ 県内分娩取扱医療機関
15病院、17診療所、5助産所



産婦人科医、
小児科医等の派遣
(循環型サイクル)



助産師の参画

石川県立中央病院
総合周産期母子医療センター



大学(医局)
金沢大学・金沢医科大学



自治体
(19市町)

金沢市	羽咋市	川北町
七尾市	かほく市	津幡町
小松市	白山市	内灘町
輪島市	能美市	志賀町
珠洲市	野々市市	宝達志水町
加賀市		中能登町
		穴水町
		能登町

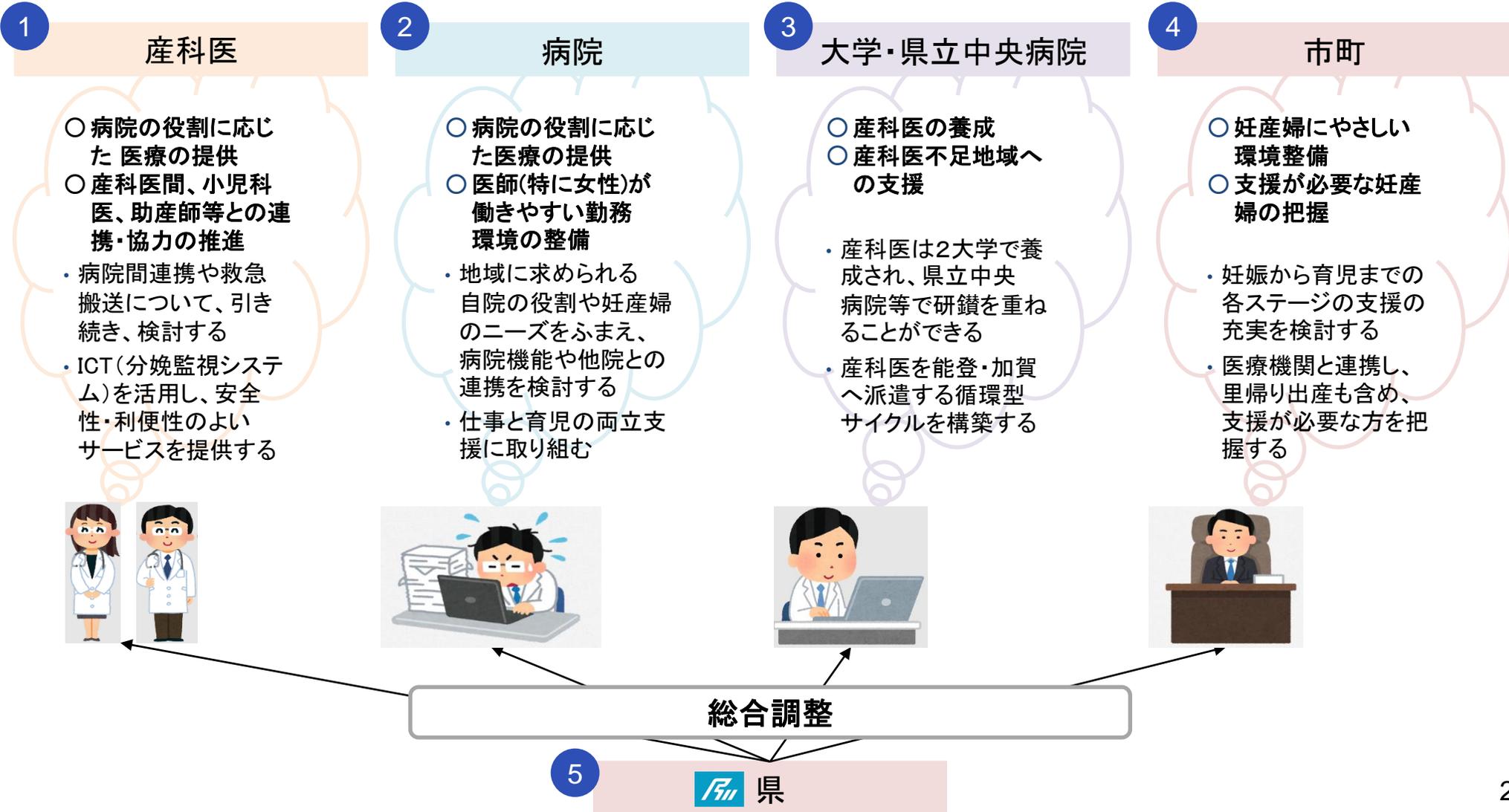


県庁

県は各ステークホルダーの意見を調整

【まとめ】赤ちゃん協議会での中間とりまとめ(案)

- 周産期医療に係る各ステークホルダーは、赤ちゃん協議会の議論を踏まえ、県民誰もが安心して出産できる体制づくりに向け、下記の方針で取組むのはどうか
- 本日の「赤ちゃん協議会」では、この方針で取組むことに、合意いただけるか、ご議論頂きたい



医師確保に係る協議事項

○ 県の医師確保対策について、ご意見をいただきたい。

- ・医師の確保について(医学部進学者、臨床研修医、専攻医等)
- ・医師の地域偏在について(石川中央医療圏に集中)
- ・診療科偏在について(特定の診療科の医師が不足)
- ・医師が働きやすい勤務環境の整備について(女性医師の仕事と育児の両立支援)

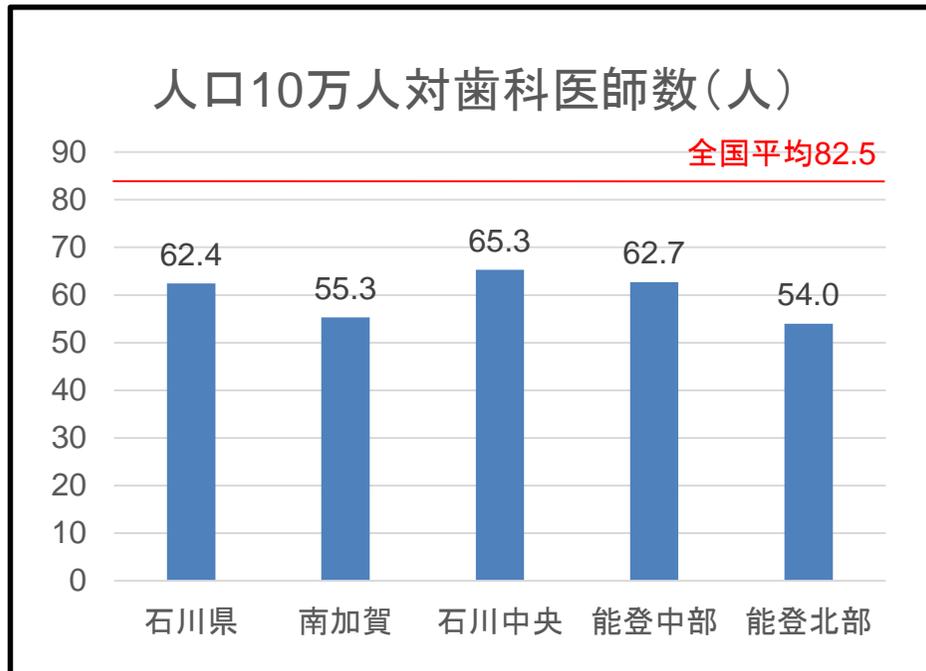
○ 赤ちゃん協議会での中間とりまとめ(案)(P21)について、ご意見をいただきたい。

(協議資料 2 - 2) 歯科医師の確保

県内における歯科医師確保の状況

- 石川県は、人口10万人対歯科医師数が全国平均より少なく、医療圏別では、南加賀医療圏、能登北部医療圏が少ない
- 能登中部医療圏、能登北部医療圏は65歳以上の割合が高い

○医療圏別の人口10万人対歯科医師数



令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計

○65歳以上の歯科医師の割合

医療圏	歯科医師数(人)	うち65歳以上(人)	65歳以上の割合(%)
石川県	652	163	25.0
南加賀	115	24	20.9
石川中央	438	97	22.1
能登中部	68	31	45.6
能登北部	31	11	35.5

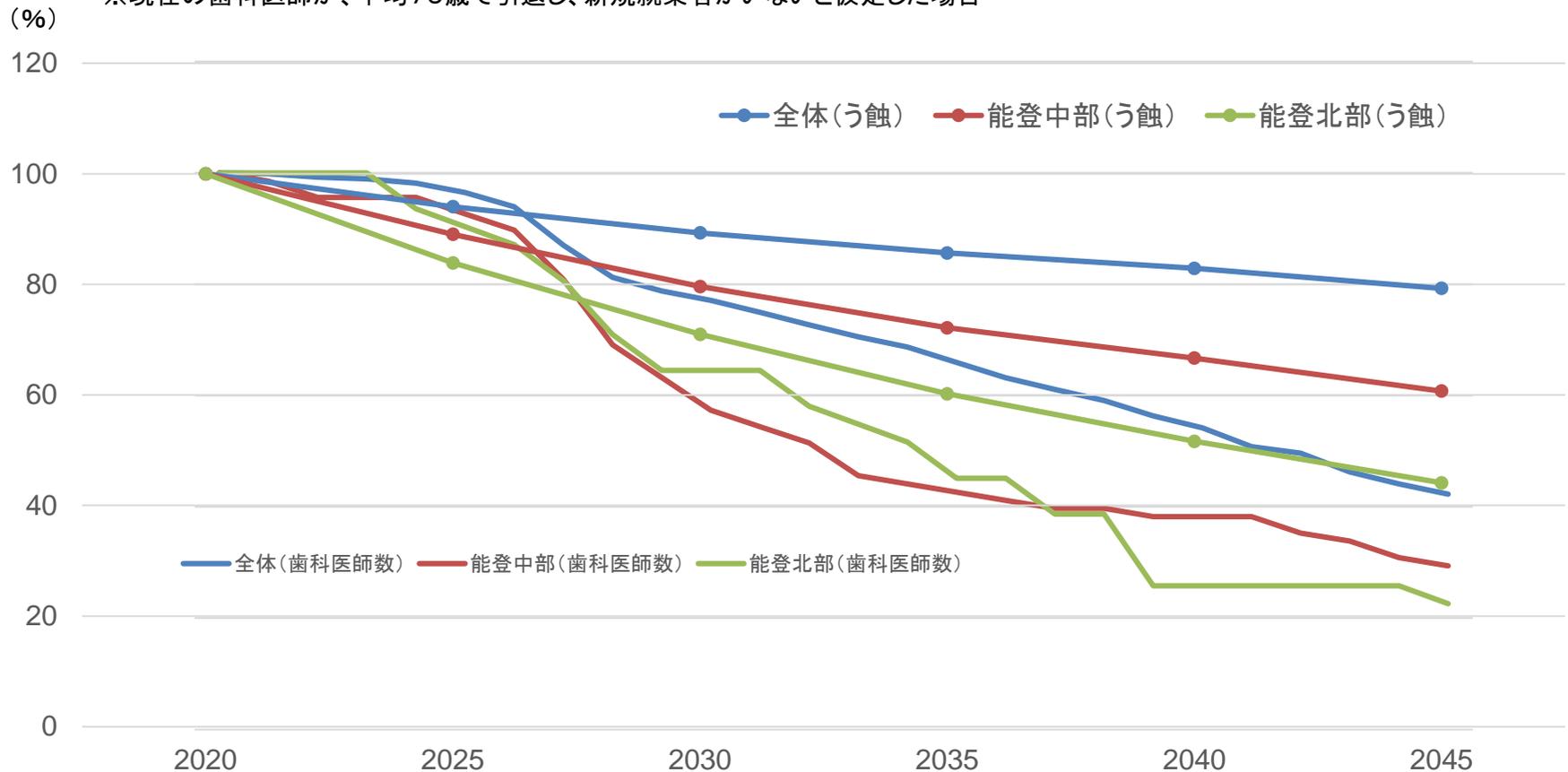
令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計(県集計)

県内における歯科医師確保の状況

○ 能登中部医療圏、能登北部医療圏では、現在の歯科医師が、平均75歳で引退して、新規就業者がない場合、歯科医師数の顕著な減少が見込まれる。

○ 能登中部医療圏、能登北部医療圏における歯科医師数の推計

※現在の歯科医師が、平均75歳で引退し、新規就業者がないと仮定した場合



県内における歯科医師確保の状況

- 輪島市は12施設あるが、その他の市町は一桁の施設しかなく、1施設の減少が地域の歯科医療提供体制に与える影響が大きい。
- 能登北部医療圏には、歯科診療を行う病院はない。

○ 能登北部医療圏の歯科医療の現状

	施設数	歯科医師数 (人)
輪島市	12	16
珠洲市	5	5
穴水町	4	4
能登町	5	8

石川県歯科診療所一覧(R4.9.1現在)
令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計

○ 能登北部医療圏の病院歯科の現状

	歯科医	外来
市立輪島病院	非常勤※	×
珠洲市総合病院	×	×
穴水総合病院	×	×
宇出津総合病院	×	×

※ 週1回 公立能登総合病院の歯科医師
歯科の標榜がないため、口腔ケアの指導、
嚥下の評価を実施

歯科医師確保に係る協議事項

- 能登北部地区の歯科医療提供体制についてご意見をいただきたい。

(協議資料 2 - 3) 薬剤師の確保

県内における薬剤師確保の状況

○県内薬剤師総数は増加しているが、医療の高度化や医薬分業の進展により、病院・薬局ともに薬剤師の**需要が増加**

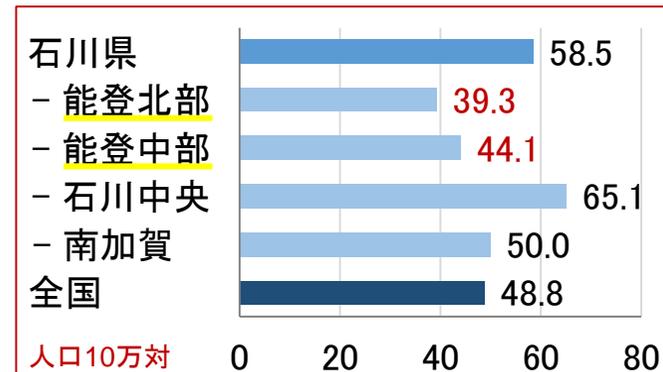
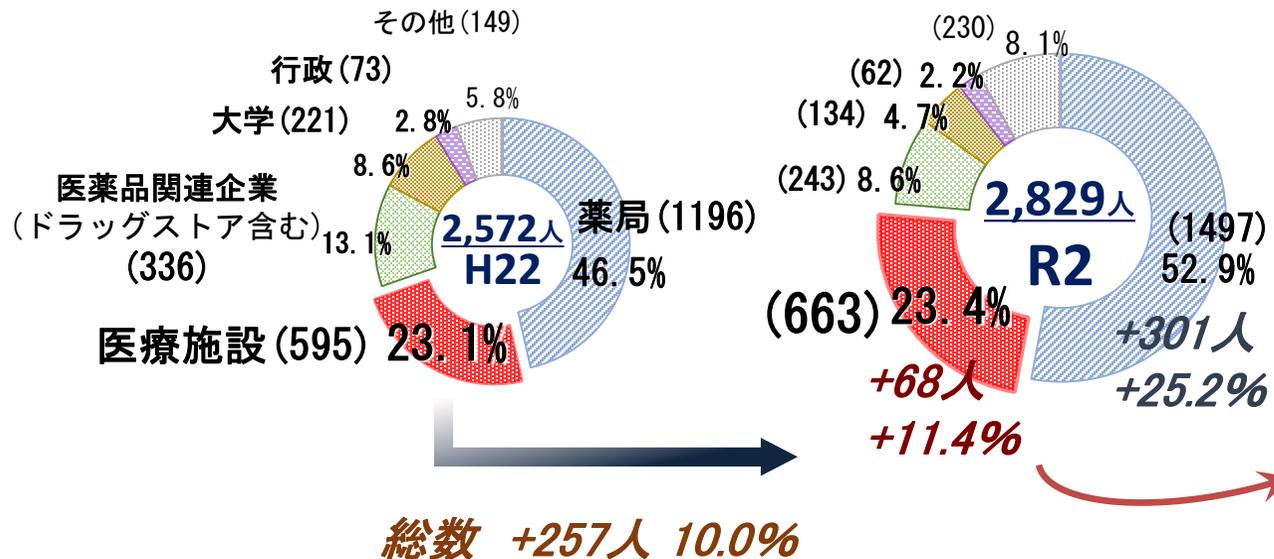
○医療施設の薬剤師数は全国平均を上回っているものの、石川中央に集中しており、能登地区では全国平均を下回っているという**地域偏在**が見られる

○本県における薬剤師の新規登録は、年間約140人(R2 新卒・既卒含む)

そのうち、病院・診療所への就職見込みは、約30人(R2施設別割合23%から推計)

県内病院の募集薬剤師数は60-70人

→薬剤師の高齢化が進んだ病院では、定年退職者の欠員を埋めることができず、残された薬剤師の負担増が次の離職を誘発し、負のスパイラルに陥っている。



薬剤師確保に係る県の取組方針

○県内大学の薬学部に職員が出向き、各病院の持つ修学資金制度のPR

○県薬剤師会が取り組む以下の事業への補助

(R4) (1) 中高生薬剤師セミナー

→様々な職場での仕事内容を紹介し、薬剤師の魅力を発信

(2) 薬学部学生の県内定着支援

→就職ガイダンス等の機会に県内就業環境等をPR

(3) 未就業薬剤師に対する復職支援研修

→未就業の薬剤師の現場復帰を支援

中高生薬剤師セミナー (R4)



アンケート結果

- ・薬剤師に興味を持てた・・・37/50 (74%)
 - ・薬学部に興味を持てた・少し持てた・・・50/50 (100%)
 - ・薬学部へ進学したい(させたい)・・・39/50 (78%)
 - ・薬剤師になりたいと強く思う・少し思う・・・43/50 (86%)
- 仕事の幅広さを知った、直接質疑が出来て良かった等

➡ 感触や実績、ニーズを考慮し、取組がより効果的なものとなるよう工夫が必要
関係機関との意見交換を進め、偏在解消に向けた方策を検討していく

薬剤師確保に係る協議事項

- 他の医療職と異なり、職域が多彩であることから、どの職域で、どのような問題が生じているのか。また、その原因は何であるのか。
- 地域偏在の実態とその解消方法
- 需要はどれくらいあるのか
- タスクシフトや効率化できる業務はあるのか。また、その優良事例はあるのか。

(協議資料 2 - 4) 看護職員の確保

県内における看護職員確保の状況

- 県内全体では、就業している看護職員数(看護師・准看護師)は年々増加している
- 人口比で見ると、全医療圏において、概ね全国値以上であるが、地域による差が大きい

【医療圏別就業者数および人口10万人対就業者比率の推移】



	H24	H26	H28	H30	R2
看護師数(人)	12,328	13,535	14,140	14,616	15,017
准看護師数(人)	3,328	3,403	3,282	3,001	2,693

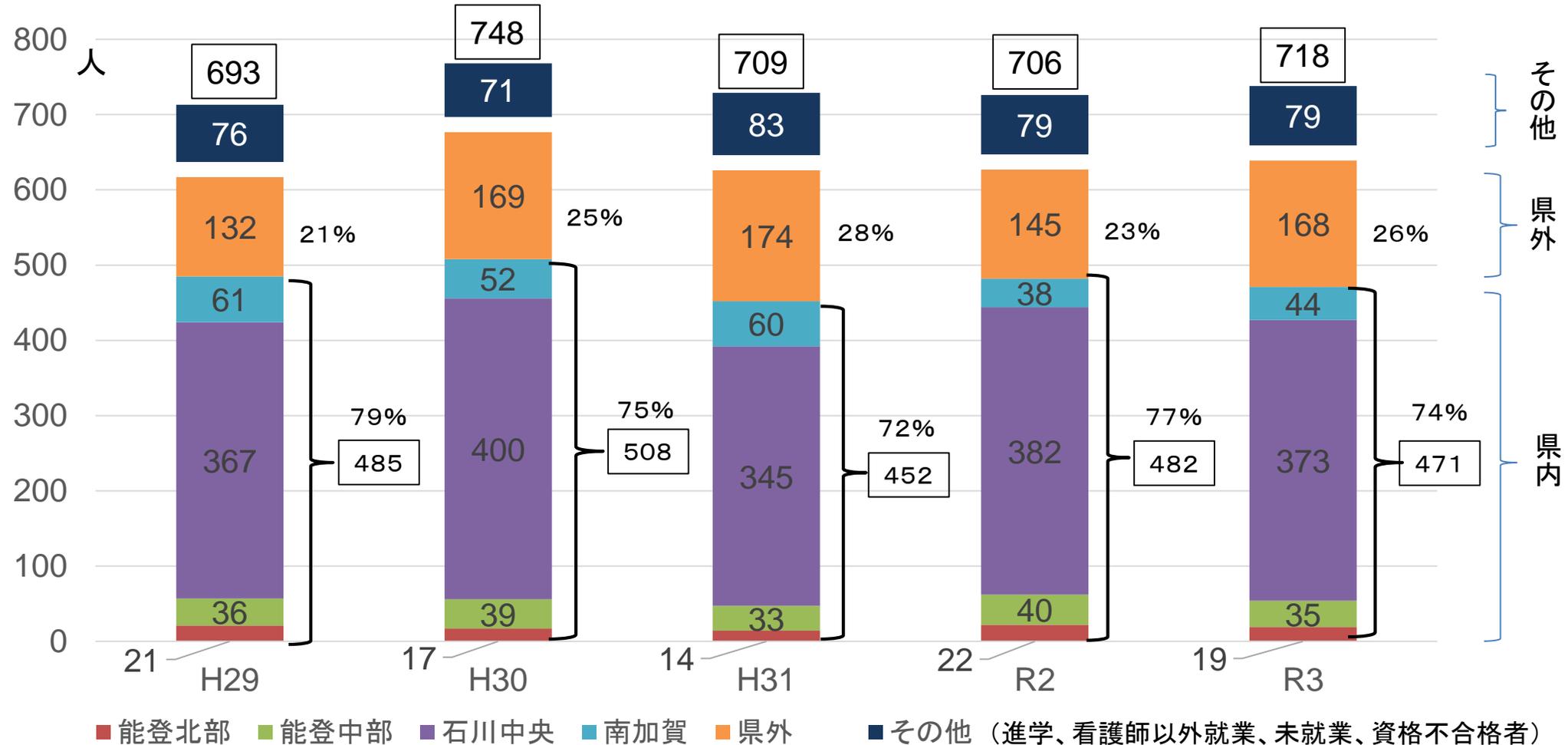
※医療圏別人口:石川県統計

※就業者数(看護師・准看護師の計):隔年調査の業務従事者届出

県内における看護職員確保の状況

- 看護師等学校養成所卒業生(約700人)の約8割弱(約500人)が県内に就業している
- 能登北部は看護師等修学資金貸与事業(貸与枠20人/毎年)にて一定数確保されている

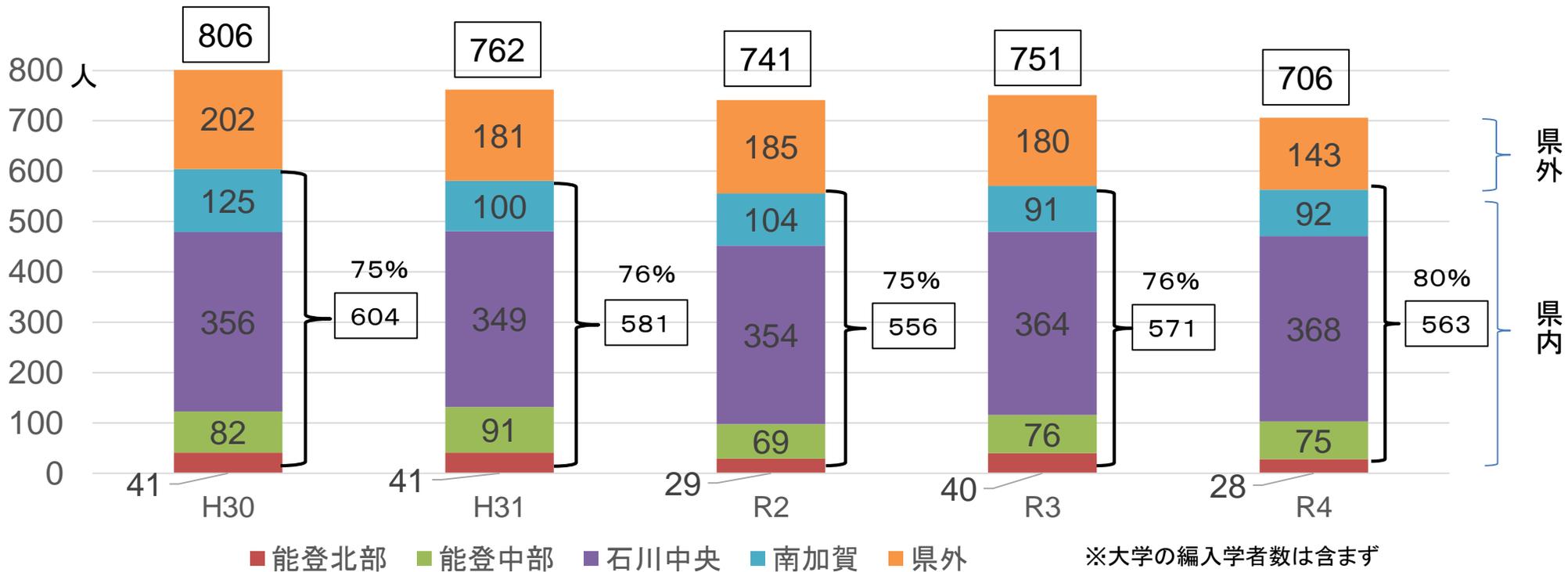
【看護師等学校養成所卒業生地区別就業者数】



県内における看護職員確保の状況

- 養成所の入学者数は減少傾向にあり、そのうち県内からの入学者の割合は約8割弱である
- 県内からの入学者数は、H30年度と比べ、7%の減少を認める(19歳以下の人口と同傾向)
- 今後、19歳以下の人口の減少により県内入学者の減少が懸念される

【看護師等学校養成所地区別入学者数】

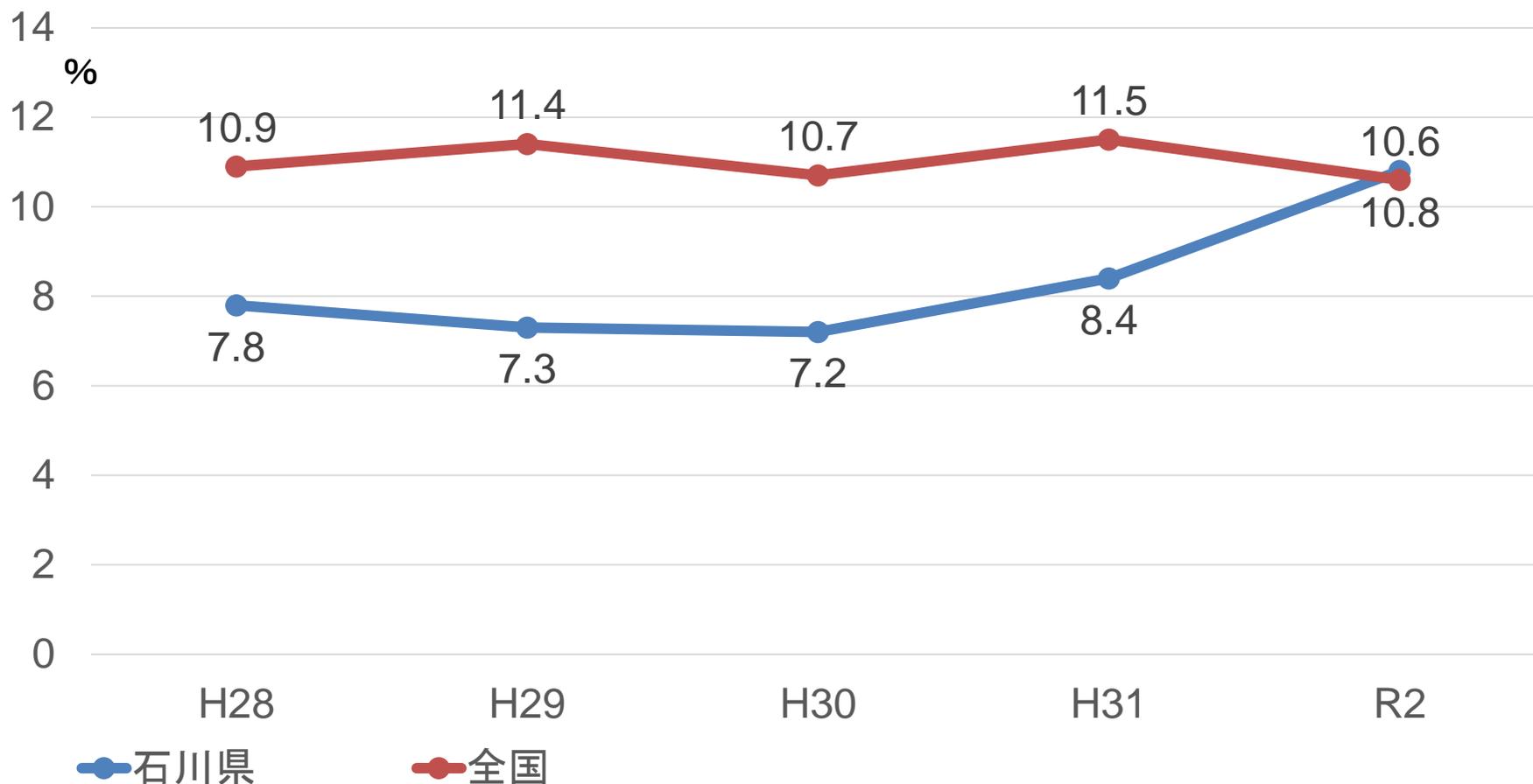


	H30	R4	減少率
県内入学者数 (人)	604	563	7%
19歳以下の人口 (人)	204, 172	189, 879	7%

県内における看護職員確保の状況

- 本県の離職率は全国値を下回り推移してきたが、令和2年度では全国と同程度の離職率となった
- 就業している看護職員約1万7千人のうち、毎年1,200～1,700人程度、離職していることが推察される

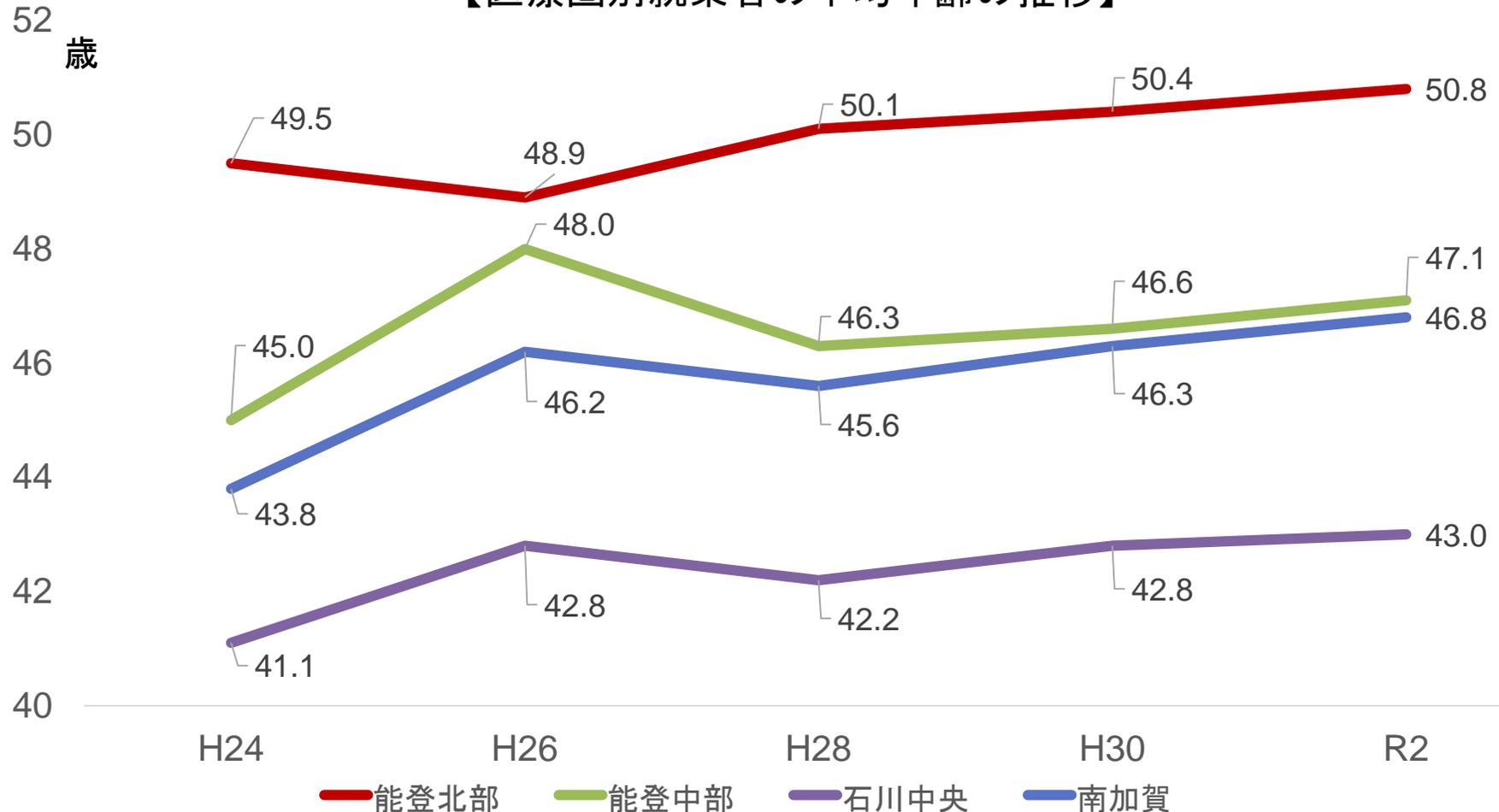
【常勤看護職員の離職率】



県内における看護職員確保の状況

- 全医療圏において、平均年齢は高くなっている
- 特に能登北部は、平均年齢50歳を越えている
- 就業先や勤務形態の多様化により、長く働く傾向にある

【医療圏別就業者の平均年齢の推移】



※就業者データ(看護師・准看護師の計):隔年調査の業務従事者届出39

県内における看護職員確保の状況

まとめ

- 就業している看護職員は増加している
- 一方、人口減に伴い看護師等養成所に入学する人数は減少している
- 一定の離職があるにも関わらず、就業看護職員数は増えていることから、再就業の促進が看護職員確保に大きく貢献していることが推察される
- 就業先や勤務形態の多様化により、長く働く傾向がみられる

このことから、引き続き、以下の取り組みが必要である

- ・ 看護職を目指す人材の育成
- ・ 勤務環境の改善等による定着促進・離職の防止
- ・ 多様な働き方による再就業の促進、就業年限の長期化
- ・ 看護職のキャリアアップや就業先に対応した実践的な研修による資質の向上

県内における看護職員確保の状況

量と質の確保を！



[人材の育成]

看護の魅力啓発事業

看護師等養成所運営費
補助金事業

看護師等修学資金貸与
事業



進路決定

離職の防止 [定着促進]

医療勤務環境改善支援
事業

病院内保育所運営事業

新人看護職員研修事業



就業

[資質の向上]

専門的看護実践力研修事業

認定看護師育成支援事業

産科医療体制強化事業
・助産師出向研修
・スキルアップ研修

看護教員現任研修事業

看護師特定行為研修支援業



キャリアアップ

[再就業の促進]

ナースセンター再就業
支援事業

看護師等再就業
支援研修事業



セカンドライフ

看護職員確保に係る協議事項

○ 今後の看護職員確保に向けた施策についてご意見をいただきたい。

【以下の要点を中心に、ご意見いただきたい】

- ・ 人口減少に対応した確保
- ・ 地域偏在への対応
- ・ 再就業に必要となる施策

看護職員確保に係る協議事項

○県の取り組み(参考)

- ◆ 人口減少および地域偏在に対する施策
 - ・看護師等修学資金貸与事業
 - ・加えて、能登北部地域においては、貸与額や返済免除期間を優遇した特別枠を設けている

- ◆ 再就業支援に対する施策
 - ・ナースセンター再就業支援事業
 - ナースバンクを活用した復職支援、個別相談、技術セミナー等
 - ・看護師等再就業支援研修事業
 - 再就業する前に実務的な体験研修を提供

協議事項（３）

金沢大学特別枠の運用

金沢大学医学類特別枠の派遣状況

- H21年度より金沢大学医学類の学生に対し、卒業後9年間知事が指定する公立病院等で勤務すると返済が免除される石川県緊急医師確保修学資金を貸与。
- これまで132名に資金を貸与し、**R4年度は12名の貸与者が能登北部で勤務**している。

(1) 修学資金の概要

貸与対象者：金沢大学医学類特別枠の医学生で、本県の地域医療に貢献する強い意思を持っている者

貸与人数：H21年度 5人
 H22年度～ 各10人
 R3年度 7人
 R4年度 10人

貸与額：年額2,400千円（月額200千円）※総額14,400千円

貸与期間：6年間（大学入学から卒業まで）

返還免除：大学卒業後、金沢大学附属病院で2年間の臨床研修を行い、その後7年間知事が指定する公立病院等に勤務した場合、修学資金の返還を免除

(2) 派遣状況

令和4年度は能登北部に12名を派遣。今後も継続的に特別枠卒業医師を能登北部等に派遣予定。

珠洲市総合病院	4名
市立輪島病院	3名
公立宇出津総合病院	2名
公立穴水総合病院	3名
能登北部合計	12名

※能登北部以外への派遣

能登北部以外 19名、三次病院（専門研修含む）17名、臨床研修中 19名

(3) 派遣先の病院区分

病院区分		病院数	病院名
A 能登北部 (注)		4病院	市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立宇出津総合病院、公立穴水総合病院
B 能登北部以外	能登中部 (注)	4病院	公立能登総合病院、町立富来病院、羽咋病院、町立宝達志水病院
	石川中央	4病院	金沢市立病院、公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、河北中央病院
	南加賀 (注)	3病院	小松市民病院、加賀市医療センター、能美市立病院
C 三次病院（専門研修）		5病院	金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、県立中央病院、県立高松病院、金沢医療センター

(注) 能登北部、能登中部、南加賀の3医療圏は、人口10万対医師数が全国平均を下回る地域

キャリア形成プログラムに基づく金沢大学医学類特別枠卒業医師の配置状況

- 金沢大学特別枠は H21年に設けられ、キャリア形成プログラムは H30年に設けられ、一定数の卒業生(67名+中断中3名)が地域医療に貢献している
- 今後の運用方針について、以下①～③の検討が必要である

<配置状況(各年4月時点)>

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
初期研修	21	19	20	23	19	15	18
A 能登北部	7	9	8	11	12		
B 能登北部以外	1	0	4	14	18		
(うち小松市民病院)	0	0	2	3	8		
(うち能登総合病院)	1	0	1	3	2		
C 三次病院	3	12	17	14	18		
合計	32	40	49	62	67	77(見込み)	約85

配置状況

A 能登北部

- 派遣医師数は年々増加傾向にあり、今後、約20名弱で推移する見込み
- － 医師総数の面からは、4病院の需要に応えられるようになった

B 能登北部以外

- 派遣医師数は年々増加傾向
- 派遣先の医療機関は、金沢大学の各医局がそれぞれ決めるため、小松市民病院・能登総合病院への配置が多い

議論事項

- ① 「金沢大学特別枠(キャリア形成プログラム)」の当初の目的とした、「能登北部の医師不足への対応」は、一定の役割を果たしていると考えてよいか
- ② その場合、今後の「金沢大学特別枠(キャリア形成プログラム)」は、能登北部以外の医師不足地域へ配置されるべきだが、現状をどう評価するか
- ③ 各医局が各医師の「B能登北部以外」「C 三次病院」期間の配置先を独自に決めているなか、どのような対応が求められるか

- － 「医師派遣は地域医療構想の達成に向けた都道府県の具体的対応方針との整合性が確保されること」(厚生労働省 地域医療対策協議会運用指針)とされている
- 金沢大学附属病院は、「石川の地域医療人材養成支援事業」に基づき、各医局の情報収集、医局との調整をすることが求められている
- － 派遣先の医療機関に、優先順位を設けるか(地域、病院機能・・・等)

令和5年度の配置方針

- 令和5年度の金沢大学特別枠の配置にあたって、以下のように検討をすすめたい
- なお、金沢大学医学類特別枠は、地域医療構想との関係や、「負担と受益」の関係等ふまえて、運用を検討する必要がある。

各病院の派遣希望人数（電話聞き取りベース）

	人数					
	合計	内科	診療科	外科等	眼科	精神科
輪島病院	7	7	消化器 (1)			0 (非常勤可)
珠洲病院	8	5	腎臓 (1)	1	1	1
宇出津 病院	3	3				0 (非常勤可)
穴水病院	4	4				

22

(注意)金沢大学特別枠と
自治医大の合計

今後の対応

【A 能登北部】

- ① 4病院に派遣希望人数を確認
(12月上旬)
- ② 派遣人数を以下の観点で確認し、総合的に評価
 - 病院事情(特定の診療科の欠員・・・等)
 - 教育内容(当直回数、症例数・・・等)
 - 地域医療構想・政策医療との整合性 等

【B それ以外】【C 3次救急】

- ① 各医局より配属希望先をアンケート調査
(12月上旬目途)

上記の結果を、第2回地域医療対策協議会
(もしくは医師部会)で発表・協議

金沢大学医学類特別枠のキャリア形成プログラム

勤務の調整を行うにあたっての基本方針

1. 初期臨床研修（義務年限2年）

○金沢大学附属病院を基幹病院とする初期臨床研修プログラムを選択する。

※診療科を特定する特別コースの選択も可能だが、研修後の指定医療機関において必ずしも選択した診療科に従事するとは限らないので、幅広い診療能力を身につけておくことが望まれる。

2. 初期臨床研修修了後の勤務先（義務年限7年）

○指定医療機関での7年間の勤務のうち、原則、三次医療機関での勤務は2年以内、能登北部を含む医師の確保を特に図るべき区域等（以下「医師不足地域」という。）での勤務は概ね4年を目途に調整する。

（専門研修など）

- ・卒後3年目は、原則、能登北部の指定医療機関(A群)での勤務とし、地域医療に貢献しつつ、幅広い診療能力を身に付ける。
- ・医師不足診療科の希望者など、専門医の取得後、能登北部を含む医師不足地域の指定医療機関において、当該診療科に従事することが期待される場合、三次医療機関(C群)の勤務を、卒後4年目に前倒しするなど、専門医の早期取得に配慮する。
- ・専門医の取得を希望する場合、金沢大学附属病院など県内の指定医療機関が基幹病院となっている「専門研修プログラム」を活用することが望まれる（別添参照）。
- ・専門研修プログラムの一貫として、県内の連携医療機関(医師不足地域の臨床研修病院)に勤務する場合、指定医療機関での勤務とみなす。
- ・専門研修は、専門医取得後に指定医療機関における勤務が可能であることを、金大特別枠医師、プログラム責任者、地域医療支援センターで確認の上で開始する。（専門医を早期に取得しても、指定医療機関における勤務が困難になると予測される場合には、専門研修の開始時期の先送りを検討する。）

3. 個人都合による中断

○以下の項目について、知事が必要と認めたときは、義務履行を中断できるものとする。

- ・専門医の取得・更新
→研修期間が4年以上の診療科や、医師不足地域の連携施設が少ない診療科については、専門研修期間中の中断があり得る
- ・その他

4. やむを得ない事由による中断

○疾病、災害、その他のやむを得ない理由(育児・介護休業等)により業務に従事することができなかった期間は、業務従事期間に算入しないものとする。

金沢大学医学類特別枠のキャリア形成プログラム

■知事指定医療機関

病院区分	病院数	病院名
A 能登北部 ^(注)	4病院	市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立宇出津総合病院、公立穴水総合病院
B 能登北部以外	能登中部 ^(注)	4病院
	石川中央	4病院
	南加賀 ^(注)	3病院
C 三次病院(専門研修)	5病院	金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、県立中央病院、県立高松病院、金沢医療センター

(注)能登北部、能登中部、南加賀の3医療圏は、人口10万対医師数が全国平均を下回る地域

■勤務パターン

能登北部等の勤務で幅広い診療能力を身につけた上で、地域の基幹病院での勤務や大学病院等での専門研修など、様々な病院を経験することにより、「地域貢献＋専門医取得」の両立を図る。

義務年限	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
配置先	金大病院		A. 能登北部	医師不足状況を踏まえつつ A. 能登北部、 B. 能登北部以外に勤務 C. 三次病院に勤務(専門研修)		C. 三次病院		医師不足状況を踏まえつつ A. 能登北部、 B. 能登北部以外に勤務 C. 三次病院に勤務(専門研修)	
主に従事する診療科	(初期臨床研修)		・原則、内科(総合診療) 【不足診療科 ^(注) の場合】 ・専門研修を前倒しするなど、早めに希望する診療科に従事できるよう配慮 (注) 当産科・小児科・麻酔科・外科・救命救急科等を想定			・原則、希望する診療科(専門研修)		【配置要望の多い診療科の場合】 ・原則、希望する診療科 【配置要望の少ない診療科の場合】 ・希望する診療科以外の診療科に従事することがある	

内科や不足診療科(外科・小児科・産婦人科・麻酔科・救命救急科等)の標準的なキャリアプラン

義務年限	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
配置先	金大病院		原則、能登北部				原則、能登北部		
			} 専門研修						

公立病院に5年勤務
うち、医師の確保を特に図るべき区域等(石川中央以外の医療圏)に4年勤務

協議事項（４）

石川県キャリア形成卒前支援プラン

(協議資料4) 石川県キャリア形成卒前支援プラン

石川県キャリア形成卒前支援プラン（案）

1. 経緯

平成30年に厚労省より地域枠（金沢大学医学類特別枠）や自治医科大学医学部を卒業した医師に卒業後の勤務体系を示すプログラム（キャリア形成プログラム）を定めるための「キャリア形成プログラム運用指針」が示され、本県においては、H30年に金沢大学医学類特別枠を卒業した医師を対象としたキャリア形成プログラムを策定し、運用してきた。

地域枠の離脱が問題となったため、昨年12月にキャリア形成プログラム運用指針が改正され、新たに卒業前（大学在学中）から「地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養」を図り、「地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援」することを目的としたキャリア卒前支援プランを地対協に協議し、策定することとなった。

対象の学生・卒後医師	卒業前（在学中） （キャリア卒前支援プラン）	卒業後（勤務中） （キャリア形成プログラム）
金沢大学医学類特別枠	未策定（今回策定）	H30年に策定済み
自治医科大学医学部	未策定（今回策定）	未策定（今回策定）

2. 今回の策定の方向性

本県において、地域医療への理解不足から地域枠（金沢大学医学類特別枠）を離脱したケースはないが、厚労省の運用指針に則り、地域医療に貢献するキャリアを描けるよう、以下のとおり、石川県キャリア形成卒前支援プランを作成する。

- これまで体系的に示していなかった卒業前（大学在学中）に行われる学外教育や関連する大学のカリキュラムが見える化。在学生在が自身のキャリアを把握しやすくなるほか、入学前でも支援内容を事前に把握できるようにすることで意識のずれを防ぐ。
→学外教育の例：奥能登医療圏での地域医療実習（金沢大学医学類特別枠）、舳倉島実習（自治医科大学医学部、金沢大学医学類特別枠）
- 学生との面談時に、今回策定するキャリア卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムを提示し、現在の立ち位置を確認するとともに、今後のキャリアについて確認を実施。
- 在学中にも卒後を見据えた学外教育を行うことについて、明示的に示した石川県キャリア形成卒前支援プランの適用について同意書を取得することで地域医療への貢献意識を高める。

石川県キャリア形成卒前支援プラン（案）

このキャリア形成卒前支援プランは、金沢大学医薬保健学域医学類石川県特別枠（金沢大学医学類特別枠）及び自治医科大学医学部の学生（石川県を試験地とし入学したもの）を対象とし、学生期間を通じて地域医療に貢献するキャリアを描けるよう支援することを目的とし、定めるものです。

（1）対象者

令和5年度以降に入学した以下の学生を対象とします。

- ① 金沢大学医学類特別枠の学生
- ② 石川県を試験地として出願した自治医科大学医学部の学生

※ただし、令和4年度以前の入学者について、本プランの適用を希望する者に対し、その者の同意を得た場合、本プランを適用します。その場合、一部を変更して適用する場合があります。

（2）対象期間

入学時または本プランの適用に同意を得た時から卒業時までとします。

（3）卒前支援プロジェクトの設定

2つの卒前支援プロジェクトを設定します。

- ① 金沢大学医学類特別枠卒前支援プロジェクト
- ② 自治医科大学医学部卒前支援プロジェクト

（4）本プランの適用

① 金沢大学医薬保健学域医学類特別枠の学生

志願者は、入学後に手続きを行う石川県緊急医師確保修学資金の手続き時に本プラン適用の同意書を提出します。金沢大学医学類特別枠卒前支援プロジェクトを適用します。

② 石川県を試験地として出願した自治医科大学医学部の学生

志願者は第一次試験開始前までに本プラン適用の同意書を提出します。自治医科大学医学部卒前支援プロジェクトを適用します。

（5）本プランの休止

やむを得ない理由により、対象学生から、県に本プランの適用休止の申出があった場合、プランの適用を休止する場合があります。

ただし、本プランの適用が休止されている場合でも、卒業後は県が定めるキャリア形成プログラムに則り、指定医療機関での勤務（臨床研修を含む）を行っていただきます。

（6）卒業後の勤務

① 金沢大学医学類特別枠の卒業生

金沢大学医学類特別枠キャリア形成プログラムに基づき、指定医療機関で勤務します。

② 自治医科大学医学部の卒業生

自治医科大学キャリア形成プログラムに基づき、指定医療機関で勤務します。

（7）その他

- ・本プランを適用された学生は真摯に取り組むこととします。
- ・本プランの運用補助のため、キャリアコーディネーターを設置します。
- ・本プランは必要に応じて見直しを行います。
- ・本プランの適用等、必要な手続きに関する様式は別途定めます。

石川県キャリア形成卒前支援プラン（案）

①金沢大学医学類特別卒前支援プロジェクト

1年生

2年生

3年生

4年生

5年生

6年生

医学類ディプロマポリシー（卒業の認定に関する方針）に地域医療を設定

・地域における医療・保健・福祉などの連携を理解する ・医療の経済的側面を理解する

地域概論

医学類の専門分野を地域との繋がりや社会への貢献の視点から理解する。地域法医学や県医師会との連携講義。

※医学類教員が担当する
共通教育科目

プロフェッショナリズム

さまざまな医師のプロフェッショナリズムを知り、自らのキャリア形成の参考にする。

衛生・公衆衛生学Ⅰ

健康増進のために必要な基礎的知識を習得する。また、疫学や臨床研究に基づくエビデンスを理解するための方法論を習得する。

必修臨床実習（コア・ローテーション）

医療チームの一員であるスチューデント・ドクターとして患者の診療活動に10チーム40週間参加。
必修臨床実習（コア・ローテーション）における総合診療・地域医療学臨床実習（宿泊型1か月間）を実施。

必修臨床実習 （サブスペシャリティー）

腫瘍内科学、皮膚科学などサブスペシャリティー・ローテーションを6チーム（18週間）実施。

選択臨床実習 （インターンシップ）

14週間（12週+選択2週間）連続での総合診療・地域医療実習が可能。

早期医療体験

医師のプロフェッショナリズム、医療面接の基本、接遇、患者さんとの懇談、医療現場での実習を通じて、医療の基本としてのコミュニケーションの重要性を認識する。

社会科学・行動科学 （多職種連携）

文化的社会的文脈のなかで人の心と社会の仕組みを理解するための基礎的な知識と考え方及びリベラルアーツを学ぶ。

総合診療学・地域医療学

指定された自治体の地域アセスメントを実施する。①地理的特徴、社会資源、②人口動態などの単元についてデータの読み取り、図表化、アセスメントを行う。

総括講義

臨床実習終了後、知識の整理を行うことで、医師としての準備を行う

衛生・公衆衛生学Ⅱ

人間をとりまく環境要因、社会要因と健康との関連を考究。

金沢大学医学類カリキュラム

学外教育

キャリア相談（随時）

在学生の交流を深めるグループワーク・実習

地域医療実習（能登北部医療圏の病院など）

夏期実習（舳倉島診療所訪問） ※自治医科大学学生と合同

特別卒卒業生・地域医療関係者との交流会

石川県キャリア形成卒前支援プラン（案）

①金沢大学医学類特別卒前支援プロジェクトにおける学外教育（R3年度実績）

1. キャリア相談（随時）

特別卒学生及び卒業生に対し年1回以上面談の場を設け、卒業後の勤務パターンの周知のほか、学業面や生活面に対する助言、希望診療科の調査などの進路相談を実施

2. 在学生の交流を深めるグループワーク・実習

在学生の交流を深めるグループワーク等を毎年実施。R3年度は縦のつながりを強化するため、学年を混在させたグループ単位で年10回程度実施

3. 地域医療実習（能登北部医療圏の病院など）

1～4年生の希望者を対象に、能登北部等の病院において、診療や訪問看護の見学など地域医療実習を実施

8/18～8/19（日帰り2日間）	公立つるぎ病院	参加者：5名
8/25～8/26（1泊2日）	市立輪島病院	参加者：5名
8/26～8/27（1泊2日）	公立宇出津総合病院	参加者：2名
3/23～3/24（1泊2日）	市立輪島病院	参加者：3名

4. 夏期実習（舩倉島診療所訪問） ※自治医科大学生と合同

（新型コロナウイルスの感染拡大により中止）

5. 特別卒卒業生・地域医療関係者との交流会

日 時：令和3年12月25日（土）14:00～17:00
場 所：金沢大学附属病院 外来診療棟4階 宝ホール
参加者：64名（在学生41名、卒業医師23名）
内 容：特別卒の現況紹介のほか、特別卒卒業医師5名がそれぞれの勤務状況・生活など紹介

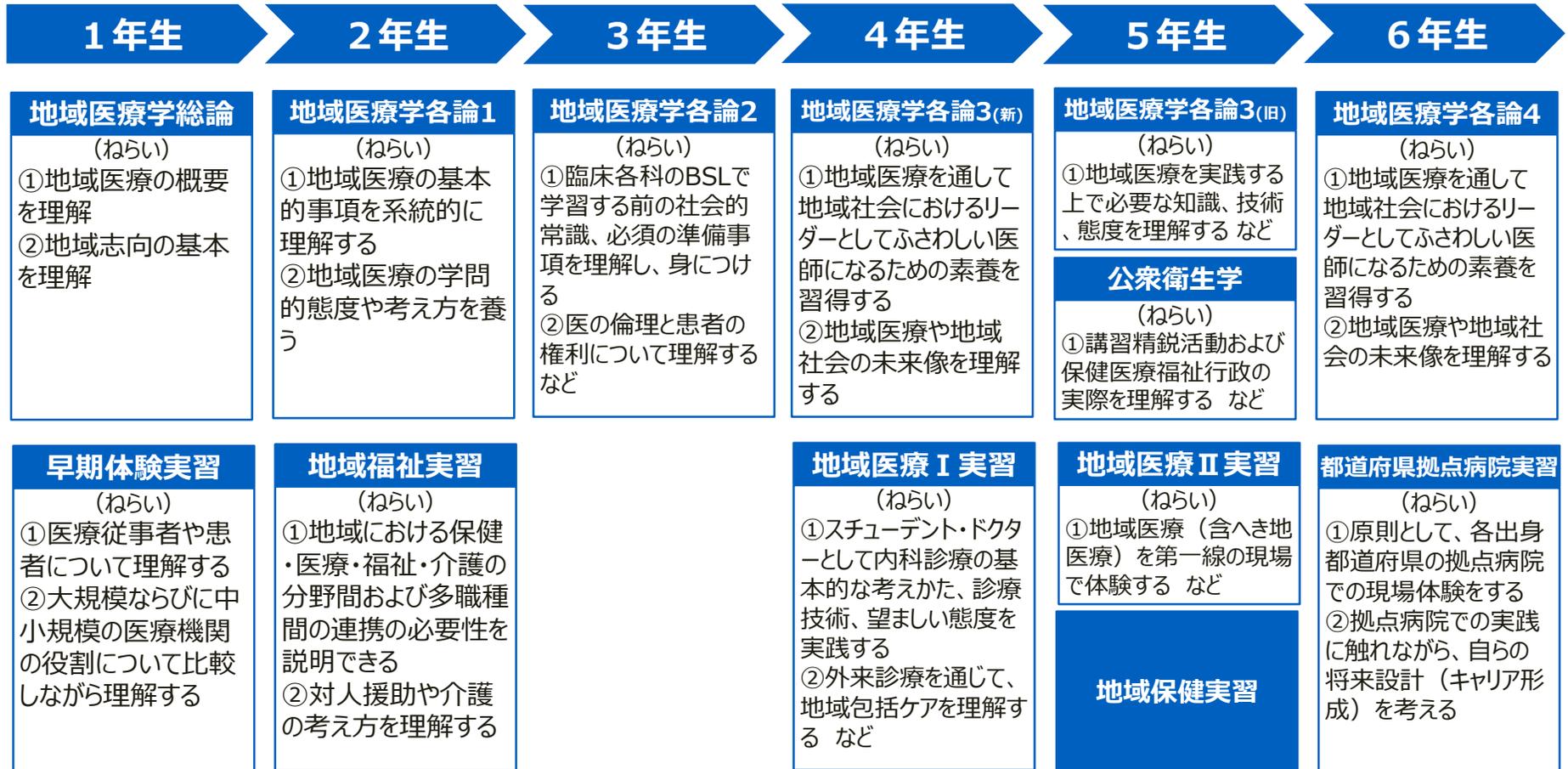


石川県キャリア形成卒前支援プラン（案）

②自治医科大学医学部卒前支援プロジェクト

自治医科大学カリキュラム

学外教育



県人会活動

夏期実習（舩倉島診療所訪問） ※金沢大学医学類特別枠大学生と合同

石川県キャリア形成卒前支援プラン（案）における協議事項

- 石川県キャリア形成卒前支援プランを別案のとおり、定めてよいか。
- 金沢大学医学類特別卒の卒業生定着率は高い状況であり、学外教育については軌道に乗っていると考えているが、ご意見をいただきたい。
- 地域医療の意識付けについて、各病院ができることや、気が付いた点などがあればご意見をいただきたい。
- 引き続き、病院実習等へのご協力をお願いしたい。

協議事項（５）

石川県自治医科大学卒業医師

キャリア形成プログラム

(協議資料 5) 石川県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム

石川県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム

- I キャリア形成プログラム策定の目的
- II 対象医師の同意
- III 対象期間
- IV キャリア形成プログラム
- V キャリア形成プログラム遂行予定表
- VI 対象医師に対するキャリア形成支援
- VII 対象期間の一時中断等

令和4年11月
石川県健康福祉部

キャリア形成プログラム策定の目的

キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和23年法律205号）第30条の23第2項第1号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、石川県が策定する計画をいう。

県は、大学や臨床研修・専門研修責任者等とともに、対象医師*の地域医療に従事する意識を涵養し、対象医師の意見を聴取した上で、養成課程や研修課程等を支援する計画を検討することとし、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを策定するものとする。

*対象医師　：　キャリア形成プログラムの適用を受ける医師

キャリア形成プログラムの対象医師同意と対象期間

対象医師の同意

- ・ 県は、対象医師の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用する。
- ・ 対象医師は、義務を満了するよう真摯に努力する。

対象期間

キャリア形成プログラムにおけるコース*の対象期間は、原則として、9年間以上（臨床研修期間2年、専門研修期間2年を含む）とする。

*コース： 臨床研修を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療領域その他の事項に関しあらかじめ定められた条件。

キャリア形成プログラム

- 石川県は下記2コースを設定している。
- コースは臨床研修2年目の面談（10月）までに選択し、県に伝える。
- 知事が認める場合は、コース変更が可能である。
- 特定コースに偏りがある場合は、調整を行うことがある。

<基本派遣コース>

- 全科に対応した基本コースである。
- 専門医取得に要する専門研修期間は診療科により異なる（注）。
- 後期研修のへき地派遣年度等は、派遣先病院や他派遣医師の状況（出産・育児・介護・病気等）により変更することもある。

卒後1・2年目		卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目
臨床研修		へき地拠点病院・診療所等			専門研修		へき地拠点病院・診療所等	
中央病院	中央病院	輪島/舳倉	能登等	能登等	中央病院	中央病院	能登等	能登等

（注）後期研修2年+派遣1年で取得可能な専門医は内科、総合診療科であり、他の診療科は義務年限終了後1～2年の専門研修を要する。

<内科・総合診療科コース（新）>

- 卒後早期（卒後5年目）に専門医（内科、総合診療科）を取得して、その専門性を生かし、へき地医療を行うコースである。
- 卒後6～9年目は、原則内科・総合診療科として派遣される。

卒後1・2年目		卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目
臨床研修		へき地	専門研修		へき地拠点病院・診療所			
中央病院	中央病院	輪島/舳倉	中央病院	中央病院	能登等	能登等	能登等	能登等

● 派遣先病院一覧

- へき地は、原則能登北部病院とするが、能登北部に準ずる医師不足地域等への派遣もある。

地域	病 院 名	
能登北部	市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立宇出津総合病院、公立穴水総合病院	
能登北部以外	能登中部	公立能登総合病院、町立富来病院、羽咋病院、町立宝達志水病院
	石川中央	金沢市立病院、公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、河北中央病院
	南加賀	小松市民病院、加賀市医療センター、能美市立病院
専門研修病院	石川県立中央病院、石川県こころの病院	

キャリア形成プログラム遂行予定表

○ 学生

自治医科大学入学時

6年目



- キャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意

○ 卒業医師

キャリア形成プログラム適応期間（原則9年以上）

臨床研修（2年間）

卒後9年目



- 臨床研修2年目10月までにコース選択

○ 年間予定

10月

11月

個別面談*

- ・ 体調、生活環境、要望等の意見を聴取

派遣調整

地域医療対策協議会

コースの変更、新設等を検討

* 個別面談は必要時随時複数回行う。

対象医師に対するキャリア形成支援、対象期間の一時中断

対象医師に対するキャリア形成支援

- ・ 県は、対象医師と定期的に面談し、キャリア形成の方向性や勤務形態などの要望を十分確認し、対象医師ひとりひとりに合わせた支援を行う。

対象期間の一時中断

- ・ キャリア形成プログラムは、出産、育児等のライフイベントや、大学院進学、海外留学等のキャリア形成上の希望があれば、対象期間の一時中断が可能である。
- ・ キャリア形成プログラムの一時中断期間は、原則育児2年（ひとりにつき）、大学院進学4年、海外留学2年までとする。休業する場合は診療従事期間に算入されず、義務修了時期は延長する。
- ・ 対象期間の一時中断は、知事が対象医師の申出を受けた場合であって、例外的にこれに応じることが適当と認めるときその他必要と認めるときに認められ、中断事由が解消するまでの間、認められる。
- ・ 県は、対象期間の一時中断を希望する対象医師に理由書の提出を求め、一時中断中の者に対し、定期的な面談を実施する等の方法により、一時中断事由が継続しているか否かを確認する。
- ・ 県が例外的に適当と認められる場合は、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除することが可能である。

石川県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムにおける協議事項

- 石川県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムを別案のとおり、定めてよいか。

報告事項（１）

金沢大学医学類特別枠に関する不同意離脱

(報告資料 1) 金沢大学医学類特別枠不同意離脱

金沢大学医学類特別枠に関する不同意離脱者への対応

1. 不同意離脱の概要

- 地域枠制度において、従事要件等が履行されないまま離脱される行為が問題視されていることから、厚生労働大臣より日本専門医機構に対し「専攻医が都道府県の同意を得ずに地域枠から離脱していないことを都道府県に確認すること」を意見・要請。
- それを受け、令和3年度研修開始の専攻医登録（令和2年度実施）より、同機構において上記確認作業が実施され、都道府県の同意を得ずに離脱し専門研修を修了した医師については、原則、専門医の認定をしない取扱いとされた。

2. 不同意離脱の課題

- 修学資金貸与時には本人に全く説明していない事項であり、離脱者本人の医師としてのキャリアにも大きく影響を及ぼすことから、県として不同意離脱と整理した者の専門医資格が認められなかった場合、県の責任が問われる（本人からの訴訟リスクとなる）可能性も考えられるため、令和4年3月に開催された全国衛生部長会において、厚労省に基準を定めるよう求めたところ、以下の回答を得た。

○厚労省の回答

- 地域枠医師への対応について、令和2年10月に、医師法に基づき、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）に対して厚生労働大臣より、「今後、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱し、専門研修を開始した者については、原則、日本専門医機構の専門医の認定を行わないこと。認定する場合も、都道府県の上乗承認を得ること」及び「採用プロセス及び研修開始後において、専攻医が都道府県の同意を得ずに地域枠から離脱していないことを都道府県に確認すること」等の意見・要請を行ったところです。
- その後、令和3年9月の医道審議会医師分科会医師専門研修部会において、医師法に基づく都道府県からの意見として、専門医制度における地域枠離脱防止策に関する課題が挙げられたことを受け、地域枠からの離脱における都道府県及び専門医機構の役割を改めて整理することとし、不同意離脱者の取扱いの運用方針については、引き続き検討することとしています。

3. 本県の対応方針

- 厚労省から、不同意離脱の取扱いの運用方針が示された段階で、県の不同意離脱に関する要件を定めていく。

報告事項（2）

臨床研修医確保対策

(報告資料 2) 臨床研修医確保対策

臨床研修医確保対策（1）

- 本県の臨床研修医が所属病院以外で参加可能なカンファレンス等の情報を（一社）石川県地域医療支援センターWEBサイト内に開設する「いしかわ研修医のひろば」に掲載。
- 他病院のカンファレンス等に参加することでスキルアップが可能。

いしかわ研修医のひろば



トップページ（地域医療支援センター）

センターのご案内

事業について

お知らせ

広報誌

**研修医向けページ
（いしかわ研修医のひろば）**

地域医療支援センターの紹介



医療現場で深刻な経験となっている医師不足。この問題を解決するために石川県と金沢大学附属病院が連携し、「石川県地域医療支援センター」が2008年7月に設立されました。同年の9月7日には、珠洲市で発足記念シンポジウムが開催されました。
平成22年度の理事会において、喜田勝郎氏が理事長に選任されました。また、事務局は金沢大学附属病院内に置き、毎年300万円の補助金が交付されています。
救急医療現場での研修医の確保を目的として、医師不足が進む遠隔地域の医師派遣（遠隔研修）の注目が集まっています。
新たに生まれるとしている遠隔支援活動の今後を随時ご紹介していく予定です。

※クリックで遷移

いしかわ研修医のひろば

カンファレンスやコアカリキュラムを一覧で表示。
クリックで個別詳細ページへ移動。

カンファレンス

7/20	創傷処置とシーネ固定	□□病院〇〇教授
(サンプルイメージ)		
9/〇	〇〇〇〇〇〇の治療法について	□□病院〇〇教授

※クリックで遷移

コアカリキュラム

8/〇	感染対策について	□□病院〇〇教授
	:	
9/〇	〇〇〇〇〇〇の治療法について	□□病院〇〇教授

詳細ページ

タイトルや日時、場所、概要や定員や申込先、申込期日などが書かれた個別のページを表示

カンファレンス情報

項目	内容
タイトル	創傷処置とシーネ固定
日時	令和4年7月20日（水）18:00頃
場所	石川県立中央病院（会議室2）
概要	救急医療において創傷処置とシーネ固定を救急科医師より学ぶことができます。
講演者	専任 明彦
専門分野	救急科 
対象者	研修医1～2年目
定員	未定
申込先	県立中央病院総務課職員係 (syokuin@ipch.jp)
申込期日	開催3日前まで
備考	開始時間は前後する可能性有
作成病院	石川県立中央病院

いしかわ研修医のひろば <<https://ishikawa-medical-support.net/resident/>>

臨床研修医確保対策（2）

- 県内の臨床研修病院（15病院）の特徴や紹介コメント等を掲載を掲載したWEBサイトを作成
- 金大・医科大協力のもと、両大学医学部生に周知したほか、委託先のメルマガ等でも臨床研修病院をPRするほか、11/26には15病院が一堂に会する合同WEB説明会を開催

①作成したWEBサイト（一部抜粋）

②WEBサイトで掲載している病院情報

- ◆ 病院の写真
- ◆ 基礎情報（住所、連絡先、病床数など）
- ◆ 研修情報（専門研修プログラムなど）
- ◆ 病院の特徴（症例数が多い、学会補助有、最新機器有など）
- ◆ 病院紹介コメント

③金大・医科大の学生に配布したチラシ



臨床研修病院紹介サイト開設!

→WEBサイトはこちら



<https://career.w3.com/kanazawa/kan-hou/activities/ishikawa>

①臨床研修病院の紹介

県内の全ての臨床研修病院（15病院）をまとめて紹介!

- ◆ 病院の写真
- ◆ 基礎情報（住所、連絡先、病床数など）
- ◆ 研修情報（専門研修プログラムなど）
- ◆ 病院の特徴（症例数が多い、学会補助有、最新機器有など）

◆ 病院紹介コメント

11月26日（土）に金沢臨床研修病院が参加するWEBセミナーを実施予定!
※本報告サイトで11月中旬頃より募集を開始します

<掲載している県内の臨床研修病院（15病院）>

金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、国立病院機構金沢医療センター、金沢市立病院、浅川総合病院、越前北病院、金沢赤十字病院、地域医療機能推進機構金沢病院、公立富山総合病院、富山総合病院、小松市民病院、公立松任市中央病院、若狭記念病院、加賀市医療センター、石川県立中央病院

②石川県の生活環境やサポート体制の紹介

石川県での生活環境や修学資金などのサポート体制を紹介!

石川県健康福祉部地域医療推進室
TEL: 076-725-1448
Email: iryoujin@pref.ishikawa.lg.jp

WEBサイトは県が業務委託するエムスリーキャリア株式会社の医学生向けサイト「m3.com研修病院ナビ」内に掲載

